

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の一部改正について

令和7年6月6日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.19	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【確認対象の書類】 【留意事項】 ○2つ目 ○5つ目	○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。 ○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。	○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類 ○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類

		○ 16 個目	○ 令和6年6月15日より前においては、 ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となる旨を誓約することが必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第11-1号及び同様式第11-3号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び農業特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	（削除）
2	分野参考 様式第1 1-2号	【誓約事項】	5 次のいずれにも該当する者であること。 ① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。 ② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。 イ 定年その他これに準ずる理由により退職した	5 次のいずれにも該当する者であること。 ① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。 ② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。 イ 定年その他これに準ずる理由により退職した

			者 ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 ニ 自発的に離職した者 ③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。 ④ 次のいずれにも該当しないこと。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	者 ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 ニ 自発的に離職した者 ③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。 ④ 次のいずれにも該当しないこと。 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
--	--	--	---	--